

日本三大美林のひとつ天然秋田スギを知る

～知られざる天然秋田スギ美林「七座山^{ななくらやま}自然観察教育林」で巨樹巡り～

令和4年10月

林野庁 東北森林管理局
天然秋田スギ美林検討チーム

天然秋田スギ美林検討チーム

役職名	氏名	備考
次長	長江 良明	チーム長
計画保全部長	香月 英伸	
計画課長	富岡 弘一郎	事務局長
〃 課長補佐	鳴海 徹	
〃 経営計画官	森田 武士	
〃 経営計画官	木下 知久	
〃 経営計画官	蒲生 夏生	
〃 経営計画官	茂木 大佑	

1 日本三大美林に関する提案と初見

日本三大美林は、いつ、誰が、どのように決めたのか定説はありませんが、当局で検討チームを作り局内外の古い文献を調べたところ、以下の資料に行き当たりました。

<三大美林の提案を確認できる初見資料>

明治 25 年 3 月 4 日 「秋田の杉、青森のヒバは実に顕著なるものにして、これに加うるに木曾のヒノキを以てするときは、以て我が国の三大森林と号称することを得べきものとす」(大日本山林会報告第 110 号(大日本山林会)川瀬善太郎著) ※期日は刊行日

注)資料口内は、できるだけ旧字を使用しない、句読点を振るなど読みやすくしている。以下同じ。

<三大美林の内容を確認できる初見資料>

明治 40 年 2 月 10 日 「青森は青森ヒバ林を以て有名なる所にして、秋田の杉林、木曾の五木林(ヒノキ、サワラ、コウヤマキ、ヒバ、ネズコ)と並び称して本邦の三大美林たり」(南部樺太森林調査書(明治 39 年)(樺太民政署)) ※期日は発行日

つまり、明治 25 年ごろには有識者からの提案が見られるなど未確定な状態であったものが、明治 40 年には、森林を所管する農商務省以外の政府機関出版物で、断定的に明記されていることがわかりました。

なお、「三大美林」という用語だけで言えば、もうすこし早い明治 38 年の出版物に、第 10 代秋田大林区署長の道家充之が寄稿した序文が初見となります。

<三大美林という用語を確認できる出版物>

明治 38 年 9 月 5 日 「秋田県の国有林は我国三大美林の一としてあまねく人の知るところなり」(秋田藩林制正誌(月居忠熙)) ※月居は秋田大林区署職員。期日は発行日

しかし、本資料は、発行者が国や団体ではなく個人であることに加え、序文の筆者は発行者ではなく、発行者本人が執筆した本文中にも三大美林に係る記述が見当たらないことなどから、三大美林の初見とはせず参考にとどめることが適当でしょう。

2 天然秋田スギの美林の条件

では、三大美林という概念が固まる明治後期は、どのような森林を「美林」としたのでしょうか。

美林の条件を秋田スギで見えていきます。

<美林の条件を確認できる初見資料>

明治 40 年 5 月 31 日	「秋田の矢立山仁鮎山及び上下長木沢国有林は、いずれも原生林にして、林木の平均年齢百五十年、直径一尺八寸、高さ十八間、枝下長く幹形通直なり(中略)いずれも純林にして至る所雑木を交えず、すくすくとして鬱全、昼なお暗きを覚ゆ。秋田森林の美は実に天下の冠たるるところにして、就中米代川流域を以て最とす」(大林区署所管国有林の主要樹木(農商務省山林局))
	※期日は発行日

しかし、ここで疑問がわきます。平均とはいえ、樹齢 150 年、直径 54cm、高さ 33m というのは、いわゆる原生林にそびえる巨樹としては少し貧相です。

そこで、前記の「主要樹木」でも美林とされている長木沢の立木を、天和 2 年(1682 年)に秋田藩が調査した「能代木山方旧記」の中の「天和二戌年 長木山中沢々杉立木調申覚」で見えます。

<佐竹氏の秋田入国間もない頃の天然秋田杉の資源状況を確認できる初見資料>

天和 2 年	「七尺から二丈 但し七尺以下調べず 一、11,189 本 軽井沢(中略)合計 143,805 本(能代木山方旧記) ※判読できない箇所は「秋田林業史上巻(昭和 48 年秋田県発行)」を参考とした
--------	--

この資料は、秋田スギ研究者にとってはよく知られたもので、様々な形で分析されています。

<天和 2 年の記録を分析した一例>

昭和 25 年	「佐竹氏が秋田に入国の当時の林相は、スギの比較的疎生した針広混交林分であったと推定される。一例として長木沢国有林の天和 2 年(1682)の調査によると周囲 7 尺~25 尺までのスギは 143,357 本であって、これを現在の国有林面積によって考えてみると直径 68cm 以上のスギは僅か
---------	---

に 1ha 当たり 34 本程度であることになり、現状で見れば、極めて疎立した林分であったことになる。」(スギの研究(佐藤彌太郎監修))
※年は発行年。引用部分は三宅豊・寺崎康正執筆の「秋田のスギ林業」

これらによると、幹周りが 7 尺 (212cm。直径 68cm) に満たない立木は調査対象とされず、太いものだけを調査したところ、中には 1.5 丈 (455cm。直径 145cm) のものや、最大では 2.5 丈 (758cm。直径 241cm) のものもあったと記録されています。

佐竹氏の秋田入国当時の秋田スギに係るこうした記録や、それ以降の経過分析の定説となっている「秋田県能代川上地方におけるスギ林の成立並びに更新に関する研究」(岩崎直人 昭和 14 年)等を踏まえ、次のことが推測されます。

佐竹氏が関ヶ原の戦による成敗によって秋田に国替えとなった当時、秋田の森林はスギと広葉樹の巨樹が入り混じった原生林でした。しかし、その大部分は江戸時代前半までに伐採され、原生林の巨樹は姿を消していきます。しかし、秋田藩は木材収入への依存度が高かったため、林政改革を行いながら、乱伐を免れた中小径木の保護、天然更新した稚樹の育成、植林などに取り組んだ結果、手つかずの原生林の天然林から人の手の加わった二次林の天然林として、スギの資源が回復していきます。

また、人の手が全く入らない厳密な原生林なら、広葉樹も混じって純林にはなりにくいはずですが、秋田藩の林政では、領民に対してスギの伐採は禁じたものの薪炭材としての広葉樹伐採は認めていました。このため、長い時間の中で潔癖除伐に近い効果が得られ、幕末までにはスギの純林へと移行していったものと考えられます。

幕末から明治維新にかけては、旧藩の資金繰りや新政府の混乱などを背景に、全国各地で森林伐採が横行し、水害も多発したと記録に残っています。また、こうした乱伐を防ぎ国土を保全するため、明治 30 年に森林法が制定されています。

近代国家となった日本の山官(山林行政に携わる役人)達が、近世初期の原生林の巨樹の面影は乏しくても、二次林の天然林として秋田杉が林立し、広大な純林として広がっているのを見て、「美林」と称賛したことも納得がいく話です。

3 七座山の天スギ

戦前・戦中はもとより、戦後においても、我が国の復興と秋田県経済の発展のため、多くの天然秋田スギが伐採され資材として利用されました。この過程で多くの美林の天然林が伐採され、その跡地はスギの適地として苗木が植えられ、スギ人工林へと生まれ変わっていきました。

こうした中で、国有林では美林を伐らずに残すことも重要だとの考え方が広がり、一部については、保護林の指定等を通じて保護管理されることとなりました。

現在、秋田スギ天然林の美林としては、きみまち杉のある仁鮎水沢スギ希少個体群落保護林（能代市）と、コブ杉のある上大内沢自然観察教育林（上小阿仁村）が双璧をなします。両者ともに、既述の美林の条件を満たし、遊歩道や説明看板も整備されています。しかし、どちらの林分も遊歩道が健脚向けであったり、滑りやすい場所があるなど年配の人がいつでも安全に歩けるとは限りません。

そこで、検討チームで改めて、アクセスのよい場所に秋田スギ天然林が美林として残っていないか点検した結果、七座山の自然観察教育林の一部に、令和の現在も美林や巨樹が残されていることを確認しました。

七座山の天スギの由来について、「高岩山・七座山とその周辺」（ニツ井町教育委員会平成10年発行）では次のように記載されています。

七座山は藩政時代には、藩にとって最も大切な御直山（藩が管理運営する山林）として保護されてきた。ニツ井一帯の数多い美杉の中から、この地が御直山として大切に守られたのは、山の下を川が流れていることから幕府から緊急な木材納入の命令があった場合、川を利用して短時間で木材を運ぶことができるという地の利が重視されたからであろう。（中略）明治に入るまでは、寺社奉行の保護を受け、信仰の対象物であり、伐採が禁止されていた。（中略）大正7年には全域を保護林とした^{（注）}。風景林および風致保護林として観光的に解放されながらも、原生的林相を保ち得たのは、対岸の七座天満宮の境内林として尊仰されたことから伐採が阻止され続けてきたからである。

注）七座山全域が保護林に指定されたのは正式には大正4年。

この七座山に残る天然秋田スギの森の中から、次の4箇所についてご紹介します。

- ① 佐竹氏の秋田入国当時を彷彿させるスギの巨木と広葉樹が入り交じった原生的な天然秋田スギ林
- ② 秋田藩による管理を経て純林化し明治期に美林と称されるようになった姿を受け継ぐ天然秋田スギ林
- ③ 道沿いにあり、一歩でふれることができる巨木である「一步の天スギ(仮称)」
- ④ 稚樹から巨木まで一度に観察できる「七座天スギふれあいゾーン(仮称)」